第四十条の三の三第十六項第一号（同法第四十一条の十九の五第十三項において準用する場合を含む。）		第四十一条の十九の五第十三項において準用する同法第四十条の三の三第十六項第一号
前号の申立てに係る条約相手国等（法第三百二十一条の七の十二第一項に規定する条約相手国等をいう。）との間の相互協議（同項に規定する相互協議をいう。次条において同じ。）の対象	政令	市町村民税の納税義務者の所得税法第九十五条第四項第一号に規定する事業場等と同号に規定する国外事業所等（外国居住者等所得相互免除法第二条第三号に規定する外国に所在するものに限る。）との間の同項第一号に規定する内部取引に係るもの
第二項第三号	外国居住者等所得相互免除法施行令第三十三条第四項において準用する政令	

2　前条第一項から第三項まで（第一項第二号及び第五号、第二項第二号並びに第三項第二号及び第五号を除く。）の規定は、法第四十条第四項において準用する法第三十九条第一項から第三項までの規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる前条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［略］	［略］	［略］
第一項第四号	法人税額（法人税額をいう。）又は個別帰属法人税額（同項に規定する個別帰属法人税額	所得税の額の計算の基礎となつた所得（法第四十条第四項において準用する法所得税の額の計算の基礎となつた所得
［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］

［①］　前条第一項から第三項まで（第一項第二号及び第五号、第二項第二号並びに第三項第二号及び第五号を除く。）の規定は、法第四十条第四項において準用する法第三十九条第一項から第三項までの規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる前条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［同上］	［同上］	［同上］
第一項第四号	法人税額（法人税額をいう。）又は個別帰属法人税額（同項に規定する個別帰属法人税額	所得税の額（法第四十条第四項において準用する法所得税の額
［同上］	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］